

ゴルフ場利用約款

当ゴルフ場をご利用のお客様は、メンバー、ゲストを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために本約款を必ずお守りください。

第1条 約款の適用

那須ちふり湖カントリークラブ（以下、当ゴルフ場といいます）のゴルフ場施設（コース・ハウス・ホテル他付帯設備含む）をご利用のお客様（以下利用者又はプレーヤーといいます）は、安全快適なプレーをお楽しみいただくため、ゴルフ規則（日本ゴルフ協会制定）、当ゴルフ場規約、細則、営業のご案内等による定めのほか、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条 利用約款の成立

当ゴルフ場でプレー及び宿泊される方は、本約款を確認したうえで所定の名簿に署名してください。これにより当クラブは署名者の施設利用をお引受けすることになります。

第3条 利用の予約申込み

- プレー及び宿泊の申し込みは、別に定める予約受付開始日から、予約日・スタート希望時間・連絡先・代表者名を明示して予約係に申し込みください。
- プレー及び宿泊は予約制になっております。予約は別に定める要綱によりフルネームで予約してください。
- 予約者が偽名を使用して申込みがあった場合、受付後でも予約を取消させていただきます。又、第4条を適用いたします。
- プレー及び宿泊の予約をされた方が、所定の期間内に入って予約を取消し無断で不参加のときは別に定める取消料を頂きます。

第4条 利用の拒絶

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。
- 利用者が暴力団又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の構成員であるとき。
- 利用者が暴力団又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の構成員を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装又は行為（暴力行為又は恐喝行為）を行い、又は行う恐れがあると認められたとき。
- 無断の写真撮影、録音等をしたとき。
- その他の理由により、ゴルフ場を使用される事が好ましくない事由があるとき。
- その他約款に違反したとき。
- 施設の利用開始後、上記項目に該当することが判明したとき。

第5条 休場日、営業時間

当ゴルフ場の各施設の休場日と営業時間は、当ゴルフ場が定めるところによります。ただし、臨時的に変更する場合があります。

第6条 現金・貴重品の取扱い

- 当ゴルフ場にご来場の方は、必要限度を著しく超えた現金又はこれに類する貴重品の持ち込みは慎んでください。
- 現金及び貴重品はフリーボックス又はフロントにお預けいただき、各自の責任において施錠保管してください。
- 利用者の管理不十分による紛失、盗難の事故につきましては、当クラブは責任を負いません。
- 利用者の操作ミスによりフリーボックスで紛失事故があっても当クラブは責任を負いません。

第7条 携帯品、自動車

携帯品や駐車場の自動車の盗難・損害等については責任を負いません。

第8条 乾燥室の利用について

乾燥室は自由に利用出来ますが、紛失された場合は責任を負う事が出来ませんので、予めご了承のうえ利用ください。

第9条 ロッカーの使用

- ロッカー内には金銭その他の貴重品はお入れにならないでください。ロッカー内の紛失、盗難については責任を負いません。
- 当ゴルフ場が緊急と認めた場合にはロッカーを開閉し点検する場合がありますので、予めご了承ください。
- ロッカーキーを紛失された場合は直ちにお届けください。尚、紛失による修理費用は相当分頂戴します。

第10条 プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守

ゴルフは時により危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

第11条 乗用カートの運転

当ゴルフ場では、乗用カートによる営業（キャディ付・セルフ）を行っておりますので、当ゴルフ場の従業員の指示に従い、安全運転でプレーをしてください。

次の行為によるプレーは大変危険ですので、これを禁止します。

- 所定の乗車定員以上での走行
- 所定のカート道路以外での走行
- 走行中のカートへの乗降
- 走行中のカートから手足等出すこと

第12条 ティーグラウンドにおける素振り

素振りはティーマーク内の打席、又は特に指定された場所以外ではなさないでください。プレーヤー以外はみだりに立ち入らないで、芝保護地区には足を踏み入れないでください。

第13条 飛距離の確認

プレーヤーは、キャディの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないよう打球してください。

第14条 打球するプレーヤーの前に出ないこと

同伴プレーヤーは、打球するプレーヤーの前方に絶対出ないでください。

第15条 隣接ホールへの打ち込み

隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離飛方向については、適切に判断し注意を喚起すると共に慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合は「フオー！」と大きな声で叫んでその危険を知らせてください。

第16条 避難及び避難場所

先行組のプレーヤーは後続組に打球させる時はそのプレーヤーが打ち終わるまで安全な場所に避難してください。

第17条 緩慢プレーの禁止

緩慢なプレーは同伴者に限らず後続プレーヤーの進行の支障となるばかりでなく、他のプレーヤー全体に迷惑がおよびます。先行組と適切な間隔でプレーしてください。

第18条 ホールアウト後の退去

ホールアウトした時は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第19条 雷雨、地震、天災等があった場合

雷・地震・天災等で身に危険を感じた時は、直ちにプレーを中止し避難場所、安全と思われる場所に避難してください。

第20条 急患について

利用者は、自分の健康状態については常に十分注意してください。急患の場合は出来るだけ努力をいたしますが結果については、責任を負う事ができませんのでご了承ください。

第21条 火気使用の禁止

コース内やクラブハウス内、ホテル内での火気使用は、所定の場所以外は消防署の指導により厳禁と致します。タバコの吸殻やマッチの燃殻は、必ずよく消して灰皿にお入れください。

第22条 プレー終了後のクラブなどの確認

利用者がプレーを終了した場合は、クラブ、携帯品を点検し間違いのないか慎重に確認してください。確認後は、クラブの不足、損害賠償等について一切責任を負いません。

第23条 施設に損害を与えた場合

利用者の故意又は過失により、ゴルフ場に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

第24条 施設内への持込品

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 動物等ペット類
- 著しく異臭を放つもの
- 鉄砲刀剣等
- 発火・爆発のおそれがあるもの
- その他、他人に迷惑を及ぼすもの

第25条 行為の禁止

施設内で下記の行為はお断りします。

- 賭博、暴力その他風紀をみだす行為
- 物品販売・広告宣伝等の行為（特に許可する場合は除く）
- 利用者以外のコース内立入（特に許可する場合は除く）
- 他人に迷惑をおよぼし、又は不快感を与える行為
- 施設の器具・備品を持出す行為
- 空き缶、飲物等の栓などを場内に捨てる行為
- 浴室の利用における次の行為
(イ) 入れ墨者の浴室への入湯
(ロ) 浴室内での剃顔、浴槽内でのタオルの持込等、清潔を妨げる行為

第26条 暴力的要求行為の禁止

施設内で、暴力的要求行為及び暴力は、一切禁止いたします。これらの行為が発生した場合は、すぐに所定の警察署へ届出致します。

第27条 再来場拒絶

当クラブにおいて下記の行為をしたときは、再来場をお断りする場合があります。

- 名前を詐称した場合
- 代金の支払いをしなかった場合
- 暴力団関係者と判明した場合
- その他約款に違反した時

第28条 宅急便の取扱い

宅配便はその物品の受領、保管、発送等について、当ゴルフ場は単に運送業者の指定する方式に基づいて行っておりますので、事故発生の場合一切の責任は負いません。利用者と運送業者間で解決していただきます。

第29条 違背の場合の責任

利用者がこの約款に違背して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又は自ら違背して傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第30条 管轄の合意

この約款により、紛争が生じた場合は、宇都宮地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意していただきます。

第31条 施行

この約款は、平成12年9月1日より施行いたします。

第32条 約款の改定

コース運営状況等の変更により当約款を改定することもありますので予め承知おきください。



Nasu Chifuriko Country Club